

# 初鹿会計 情報発信

第 193 号

令和 4 年 7 月 吉日

顧問先各位

＜ご一読推薦者＞

- 経営者  
 経理担当者  
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

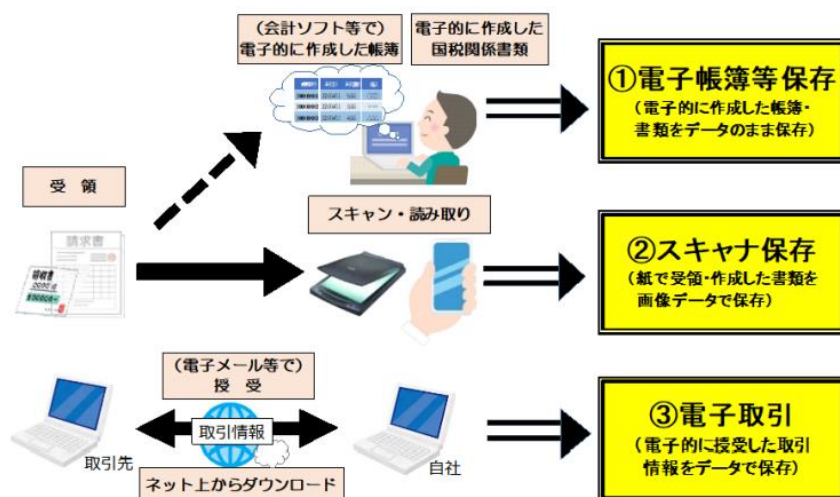
新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

## 電子帳簿保存法について

電子帳簿保存法とは、このような帳簿書類について一定の要件を満たした上で、電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。令和 6 年 1 月から適用されます。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は大きく下記の 3 種類に区分されます。

- ① 電子帳簿等保存
- ② スキャナ保存
- ③ 電子取引（全事業者適用）



(参考：国税庁ホームページより)

①、②については強制適用ではありませんが、③の電子取引については法人・個人を問わず全業者に適用となります。

- ① 電子帳簿保存については、当事務所で決算・確定申告が終わった際にお渡ししている CD データで要件を満たします。

②スキャナ保存については、契約書・請求書・領収書など取引相手から受け取る書類を紙のままではなくスキャナで読み取った電子データの形式で保存するものです。

③の電子取引は、受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存が必要です。

電子メールでの添付ファイルだけでなく、WEB上で行った備品の購入の領収書がサイト上でのみ表示され、紙での請求書がない場合は電子データを保存する必要があります。この場合の保存は、PDFやスクリーンショットでも認められます。

電子データを保存する場合は、「改ざん防止のための措置をとること」と「日付・金額・取引先を検索」できるようにする必要があります。改ざん防止の措置は、タイムスタンプの付与または改ざん防止のための事務処理規定を定めることで要件を満たします。日付・金額・取引先の検索は、エクセルなどの表計算ソフトで索引簿を作成する方法やデータのファイル名に日付・金額・取引先を付す方法で要件を満たします。

内容については改めてご説明させていただき、必要であればシステム構築のお手伝いをさせていただきます。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。